

クリーニング業の届出の手引（高知市）

Ver 2023. 12. 13

このようなときは		以下の手続きが必要です。	備考
クリーニング業	1 クリーニング所を開設するとき <small>注：洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをする施設「取次店」についても、クリーニング所に含まれます。*S39.8.12環発第306号</small>	クリーニング所開設届 <small>*法第5条第1項</small> 【p2へ】	あらかじめ、30日前をめぐりに日数の余裕を持って届出してください。 <small>*高知市標準処理期間：30日</small> クリーニング所の構造設備について検査を受け、適合確認を受けた後でなければ、そのクリーニング所を使用してはなりません。 <small>*法第5条の2</small>
	2 無店舗取次店(クリーニング所を開設しないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業しようとする車両を用いた店舗)を営業しようとするとき	無店舗取次店営業届 <small>*法第5条第2項</small> 【p3へ】	あらかじめ <small>*法第5条第2項</small>
	3 クリーニング所開設届 又は 無店舗取次店営業届 の届出した事項に変更が生じたとき	届出事項変更届 <small>*法第5条第3項</small> 【p4へ】	変更後速やかに <small>*法第5条第3項</small>
	注 次の場合は変更届ではなく、事前にクリーニング所開設届又は無店舗取次店営業届による手続きが必要です。 (1) 譲渡・相続・合併・分割のいずれにも該当せず、営業者が代わる場合 (2) 施設の移転や改築（例：面積の50%以上の増改築など）によりクリーニング所としての同一性を失う場合 (3) 無店舗取次店の業務用車両そのものを追加又は変更する場合		
	4 クリーニング所又は無店舗取次店の営業を廃止したとき	廃止届 <small>*法第5条第3項</small> 【p5へ】	廃止後速やかに <small>*法第5条第3項</small>
	5 譲渡※、相続、合併、分割のいずれかにより、クリーニング所営業者又は無店舗取次店営業者の地位を承継したとき	営業者地位承継届 <small>*法第5条の3第2項</small> 【p6へ】	承継後遅滞なく <small>*法第5条の3第2項</small>
※ 令和5年12月13日以後の事業譲渡の場合、譲受人は営業者の地位を承継することになりました。			
6 クリーニング所検査確認証の再交付を受けたとき	再交付申請 <small>*規則第3条第3項</small> 【p7へ】	クリーニング所検査確認証を破り、汚し、又は失ったとき（随時） <small>*規則第3条第3項</small>	

法：クリーニング業法

省令：クリーニング業法施行規則

規則：高知市クリーニング業法施行細則

1 クリーニング所を開設するとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	クリーニング業を開始する30日前 <small>*高知市標準処理期間</small>	
留意事項	<p>(1) クリーニング所の構造設備について検査を受け、その構造設備が法の規定に適合する旨の<u>確認を受けた後でなければ、そのクリーニング所を使用してはなりません。</u> <small>*法第5条の2</small></p> <p>(2) 営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはなりません。 <small>*法第3条第1項</small></p> <p>(3) 営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。）ごとに、一人以上のクリーニング師を置かなければなりません。ただし、営業者がクリーニング師であって、自ら、主として一のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所については、この限りではありません。 <small>*法第4条</small></p> <p>(4) 洗たく物の処理（選別、洗たく、乾燥、仕上げ等）の一部のみ（例：アイロン仕上げのみ）を行う場合であっても、「洗たく物の処理」に該当するので、クリーニング所として開設届が必要です。 <small>*法第5条第1項, S29.5.7 衛環第35号, S32.11.6 衛環発第63号</small></p>	
手数料	高知市収入証紙 16,000円 <small>*高知市手数料並びに延滞金条例 第1条 別表(第1条関係) (17)</small>	
提出書類	クリーニング所開設届（第1号様式） <small>*規則第4条第1号</small>	別紙「構造及び設備の概要」もご記入ください。
添付書類	(1)	クリーニング所の平面図（機械及び器具の配置を記入したもの）及び排水設備の系統図
	(2)	付近200メートル以内の見取図
	(3)	開設者が法人の場合 → 定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
	(4)	クリーニング師免許証の写し 注：「取次店」でクリーニング師がいない場合は、クリーニング師免許証の写しの提出は不要です。 原本と照合するため原本をお持ちください。
	(5)	他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるとき → 当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類 ① クリーニング所又は無店舗取次店の名称 ② クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号 ③ 従事者数 ④ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名 <small>*省令第2条</small>

2 無店舗取次店（クリーニング所を開設しないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業しようとする車両を用いた店舗）を営業しようとするとき

*法第5条第2項、省令第1条の2第2号

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	あらかじめ *法第5条第2項	
留意事項	(1) 営業しようとする区域ごとに届出が必要です。 *省令第1条の3第2項 （高知市内で営業する場合は、高知市保健所長に届け出る必要があります。） (2) 車両ごとに届け出てください。	
手数料	なし	
提出書類	無店舗取次店営業届（第2号様式） *規則第4条第2号	裏面の「構造の概要」もご記入ください。
添付書類	(1)	業務用車両の構造の概要図 *省令第1条の3第2項第5号
	(2)	法人の場合 → 定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
	(3)	クリーニング師免許証の写し 注：クリーニング師がいない場合は、クリーニング師免許証の写しの提出は不要です。 原本と照合するため原本をお持ちください。
	(4)	他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるとき → 当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類 ① クリーニング所又は無店舗取次店の名称 ② クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号 ③ 従事者数 ④ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名 *省令第2条

3 クリーニング所開設届又は無店舗取次店営業届の届出した事項に変更が生じたとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	変更後速やかに *法第5条第3項	
留意事項	<p>1 次の場合は変更届ではなく、事前のクリーニング所開設届又は無店舗取次店営業届による手続が必要です。</p> <p>(1) 譲渡・相続・合併・分割のいずれにも該当せず、営業者が代わる場合</p> <p>(2) 施設の移転や改築（例：面積の50%以上の増改築など）によりクリーニング所としての同一性を失う場合</p> <p>(3) 無店舗取次店の業務用車両そのものを追加又は変更する場合</p> <p>2 クリーニング所の場合、以下に示す事項を変更した場合は、変更届の提出が必要です。 *法第5条第3項、省令第1条の3第3項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① クリーニング所の名称</p> <p>② クリーニング所の構造及び設備の概要</p> <p>③ 営業者（管理人を置いたときは、その管理人を含む。）の氏名（法人の場合は名称）、本籍、住所（法人の場合は、事務所所在地）</p> <p>④ 従事者中にクリーニング師のある場合には、その本籍、住所、氏名</p> <p>⑤ 従事者数</p> <p>⑥ 営業形態</p> <p>(1) 洗濯物の処理をすることを業とするもの</p> <p>(2) 指定洗濯物を取り扱うことを業とするもの</p> <p>(3) 洗濯物の受取及び引渡しのみをすることを業とするもの</p> <p>(4) 洗濯物の貸与及び回収を業とするもの</p> </div> <p>3 無店舗取次店の場合、以下に示す事項を変更した場合は、変更届の提出が必要です。 *法第5条第3項、省令第1条の3第3項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 無店舗取次店の名称</p> <p>② 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所</p> <p>③ 営業区域</p> <p>④ 業務用車両の構造の概要</p> <p>⑤ 営業者の氏名（法人の場合は名称）、本籍、住所（法人の場合は、事務所所在地）、電話番号</p> <p>⑥ 従事者中にクリーニング師のある場合には、その本籍、住所、氏名</p> <p>⑦ 従事者数</p> <p>⑧ 指定洗濯物の取扱いの有無</p> </div>	
手数料	なし	
提出書類	（クリーニング所開設・無店舗取次店営業）届出事項変更届（第5号様式） *規則第4条第5号	
添付書類	(1)	<p>構造又は設備に係る事項を変更したとき → 変更の前後の関係を明らかにしたクリーニング所の平面図又は無店舗取次店の業務用車両の構造を示す図面</p>
	(2)	<p>法人の名称、主たる事務所の所在地又は代表者を変更したとき → 定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書は、最新の「履歴事項全部証明書」をご用意ください。変更日が3年以上過去の場合は「閉鎖事項証明書」も併せて必要になる場合があります。 ・ 法人の名称又は代表者を変更した場合は、上記に加えて、現在掲示している「クリーニング所検査確認証」も添付してください。書き換えて後日交付します。
	(3)	<p>クリーニング師を変更したとき → クリーニング師免許証の写し（原本と照合するため原本をお持ちください。）</p>
	(4)	<p>・ 店舗名称を変更したとき → クリーニング所検査確認証（現在掲示しているもの）</p> <p>・ 営業者が改姓・改名したとき → 書き換えて後日交付します。</p>

4 クリーニング所又は無店舗取次店の営業を廃止したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	廃止後速やかに *法第5条第3項
留意事項	
手数料	なし
提出書類	（クリーニング所・無店舗取次店）廃止届（第6号様式） *規則第4条第6号
添付書類	クリーニング所検査確認証

その他：クリーニング師が死亡又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法による届出義務者が、1か月以内に免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければなりません。住所地又はクリーニング所の所在地を管轄する保健所にお問い合わせください。*省令第10条第2項、高知県クリーニング業法施行細則第2条

①高知県知事から免許を受けており、かつ②住所地又はクリーニング所の所在地が高知市の場合は、高知市保健所生活食品課（088-822-0588）が返納窓口です。*高知県クリーニング業法施行条例第12条第2号、高知県クリーニング業法施行細則第2条

5 譲渡, 相続, 合併, 分割のいずれかによりクリーニング所営業者又は無店舗取次店営業者の地位を承継したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	承継後遅滞なく *法第5条の3第2項
留意事項	令和5年12月13日以後の事業譲渡の場合、譲受人は営業者の地位を承継することになりました。詳細はご相談ください。
手数料	なし
提出書類	(1) 譲渡による場合→譲渡による（クリーニング所・無店舗取次店）営業者地位承継届（第7号様式） (2) 相続による場合→相続による（クリーニング所・無店舗取次店）営業者地位承継届（第8号様式） (3) 合併による場合→合併による（クリーニング所・無店舗取次店）営業者地位承継届（第9号様式） (4) 分割による場合→分割による（クリーニング所・無店舗取次店）営業者地位承継届（第10号様式） *省令第2条の2～省令第2条の5、規則第4条第7号～第10号
添付書類	(1) 譲渡による場合 ① 営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等の写し） ② 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類 ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称 イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号 ウ 従事者数 エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名 ③ 法人が営業者の地位を承継した場合は、当該法人の登記事項証明書 ④ クリーニング所検査確認証 (2) 相続による場合 ① 戸籍の謄本 又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し 戸籍の謄本を添付する場合：具体的には、被相続人（＝亡くなられた方）の出生から死亡までの一連が確認できる戸籍謄本等（状況により除籍謄本や改製原戸籍を含む。）が必要です。なお、状況により相続人についても戸籍謄本等の提示をお願いする場合があります。原本の返却を希望される場合は、その旨ご依頼ください。複写後に原本をお返しします。 ② 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりクリーニング所又は無店舗取次店の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書 ③ 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類 ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称 イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号 ウ 従事者数 エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名 ④ クリーニング所検査確認証 (3) 合併による場合 ① 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書 ② 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類 ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称 イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号 ウ 従事者数 エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名 ③ クリーニング所検査確認証 (4) 分割による場合 ① 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書 ② 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類 ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称 イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号 ウ 従事者数 エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名 ③ クリーニング所検査確認証

その他：クリーニング師が死亡又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法による届出義務者が、1か月以内に免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければなりません。住所地又はクリーニング所の所在地を管轄する保健所にお問い合わせください。*省令第10条第2項、高知県クリーニング業法施行細則第2条

①高知県知事から免許を受けており、かつ②住所地又はクリーニング所の所在地が高知市の場合、高知市保健所生活食品課（088-822-0588）が返納窓口です。*高知県クリーニング業法施行条例第12条第2号、高知県クリーニング業法施行細則第2条

6 クリーニング所検査確認証の再交付を受けたいとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	随時 *規則第3条第3項
留意事項	(1) 営業者は、営業所の見やすい場所に、クリーニング所検査確認証を掲示する必要があります。 *規則第3条第2項 (2) クリーニング所検査確認証を破り、汚し又は失ったときは、再交付申請をしてください。 *規則第3条第3項
手数料	なし
提出書類	クリーニング所検査確認証再交付申請書（第4号様式） *規則第4条第4号
添付書類	クリーニング所検査確認証を破り、又は汚したときは、クリーニング所検査確認証を添付してください。 *規則第3条第3項